

指定障害者支援施設  
指定申請手続き等の概要

平成30年4月

熊本市障がい保健福祉課

# 第1章 障害福祉サービスに係る概要

## 1・障害福祉サービスについて

### (1) 障害福祉サービスの概要

(法第5条)

- 「障害福祉サービス」とは、障害者又は障害児に対し、その生活において必要な介護、訓練等の便宜を供与するサービスです。
- 法令に定められた様々な種類のサービスがあります。
- 「障害者支援施設」が行う障害福祉サービスを「施設障害福祉サービス」といい、それ以外の障害福祉サービスを行う事業を「障害福祉サービス事業」といいます。

### (2) 障害福祉サービスの種類等 ※障害者支援施設に関するものを抜粋

(法第5条)

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与すること
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与すること
自立訓練（機能訓練）	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
自立訓練（生活訓練）	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であって、雇用契約に基づく就労が困難である者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること

### (3) 障害者支援施設

(法第5条)

- 障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型）を行う施設をいいます。

## 2・障害者支援施設について

---

### (1) 障害者支援施設の設置等

(法第83条)

国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、障害者支援施設を設置することができます。

### (2) 障害者支援施設の基準

(法第84条)

#### ① 基準の制定主体

- 障害者支援施設の基準は、本市が条例で定めています。
- なお、本市の条例は、平成25年4月1日から施行する予定のため、平成25年3月31日までの間は、基準の準則である厚生労働省令が本市の条例とみなされます。

#### ② 基準の遵守

障害者支援施設の基準は、社会福祉法第65条第1項の基準とみなして適用され、遵守する義務があります。

## 3・障害福祉サービスに係る費用の助成について

---

### (1) 介護給付費等

- 障害者又は障害児の保護者は、障害福祉サービスの利用に係る費用の助成（給付）を受けることができます。
- この給付を「介護給付費等」といいます。
- 市長の支給決定を受けた障害者等が「都道府県知事等が指定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等」を利用した場合、介護給付費等を支給します。

### (2) 指定障害者支援施設

本市は政令指定都市のため、市内にある障害者支援施設に係る指定は、市長が行います。

○ これまでの内容のとおり、障害者支援施設を設置しただけでは、その施設障害福祉サービスを利用する障害者は費用の助成が受けられません。

○ 利用者の負担が大きいため、指定を受けずに障害者支援施設の運営を行うことは、現実的に考えられません。

○ 利用者が費用の助成を受けるためには、施設の設置等とともに、市長が行う「指定」を受ける必要があります。

## 第2章 障害者支援施設の指定

### 1・指定に係る申請等について

#### (1) 指定の申請

(法第38条)

- 指定は、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行います。
- 指定障害者支援施設の入所定員の総数が、熊本市障がい福祉計画で定める必要入所定員総数に既に達している場合等は、指定をしないことがあるため、あらかじめご相談ください。
- 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、指定をすることができません。（療養介護に係る指定にあっては第7号を除く。）

法第36条 第3項の号	内容
第1号	申請者が本市の条例で定める者（＝法人）でないとき。
第2号	当該申請に係る障害者支援施設の従業者の知識及び技能並びに人員が、本市の条例で定める基準を満たしていないとき。
第3号	申請者が、本市の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害者支援施設の運営をすることができないと認められるとき。
第4号	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第5号	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第6号	申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は障害者支援施設の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。 ※ 取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害者支援施設の設置者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合もあります。
第7号	申請者、申請者の親会社等と密接な関係を有する法人が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。 ※ 取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害者支援施設の設置者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合もあります。
第8号	申請者が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定の辞退又は事業の廃止の届出をした者(当該指定の辞退又は事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該辞退又は届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
第9号	申請者が、第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に指定の辞退又は事業の廃止の届出をした者(当該指定の辞退又は事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該辞退又は届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第10号	第8号に規定する期間内に指定の辞退又は事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該辞退又は届出に係る法人(当該指定の辞退又は事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該辞退又は届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
第11号	申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
第12号	申請者の役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

## (2) 指定障害者支援施設に係る指定の変更申請 (法第39条)

指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、指定の変更を申請することとなります。

※ 熊本市障がい福祉計画で定める量に既に達している場合等は、指定の変更をしないことがあります。

## (3) 指定の更新 (法第41条)

- 指定障害者支援施設の指定は、六年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、指定の効力を失います。
- 指定の更新申請は、上記の指定申請と同じ規定が適用されます。

## 2・指定障害者支援施設の設置者の責務について (法第42条)

指定障害者支援施設の設置者は、以下の責務を有します。

- 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めること。
- その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めること。
- 障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

## 3・指定障害者支援施設の基準について (法第44条)

### (1) 基準の制定主体

- 指定障害者支援施設の基準は、本市が条例で定めております。
- なお、本市の条例は、平成25年4月1日から施行する予定のため、平成25年3月31日までの間は、基準の準則である厚生労働省令が本市の条例とみなされます。

### (2) 基準の遵守

- 指定障害者支援施設等の設置者は、基準に従い、施設障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければなりません。

- 指定障害者支援施設等の設置者は、施設等の設備及び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければなりません。

#### 4・指定障害者支援施設における変更の届出等について

(法第46条及び第47条)

- 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所、管理者、運営規程等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
  - 指定障害者支援施設は、3月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができます。
- ※ 指定の辞退をするときは、予告期間の開始日の前日にサービスを受けていた者であって、辞退の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の施設等との連絡調整等の便宜の提供を行う義務があります。

#### 5・指定障害者支援施設の設置者に対する指導、監査等について

##### (1) 指定障害者支援施設の設置者に対する指導

(法第11条)

###### ① 指導の方針

法第11条第2項に基づく質問等により、指定障害者支援施設の設置者に対し、指定基準等の命令、関係する告示等に規定する取扱い、介護給付費等の請求に関する事項について周知徹底することを方針とした指導を行います。

###### ② 指導の実施方法

###### ア 集団指導

- 一定の場所に集めて講習等の方法により、毎年度、定期的を実施します。
- 本市では、全ての事業者を対象とした指導を年2回実施します。

###### イ 実地指導

- 指定障害者支援施設の実地において行います。
- 原則として、2年に1回の指導を実施します。

##### (2) 指定障害者支援施設の設置者に対する監査

(法第48条から第51条まで)

###### ① 実地検査等

市長は、必要があると認めるときは、指定障害者支援施設の設置者に対し、以下の対応を行うことができます。

	内容
ア	報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ずること。
イ	指定障害者支援施設の設置者、その施設の従業者等に対し出頭を求めること。
ウ	本市職員に関係者に対して質問させ、障害者支援施設、事務所その他施設に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。

## ② 勧告

- 市長は、障害者支援施設の設置者に指定基準違反の事実が確認された場合、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができます。
- 勧告を受けた指定施設の設置者は、期限内に文書により報告を行うこととします。
- 市長は、指定施設の設置者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

## ③ 命令

- 市長は、勧告を受けた指定施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
- 命令を受けた指定施設の設置者は、期限内に文書により報告を行うこととします。
- 市長は、命令をしたときは、その旨を公示しなければなりません。

## ④ 指定の取消し

市長は、次のいずれかに該当する場合においては、指定施設に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

	内容
ア	指定障害者支援施設の設置者が、指定欠格要件である第36条第3項第4号、第5号又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。
イ	指定障害者支援施設の設置者が、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行する義務に違反したと認められるとき。
ウ	指定障害者支援施設の設置者が、障害者支援施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、本市の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
エ	指定障害者支援施設の設置者が、本市の条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
オ	介護給付費又は訓練等給付費の請求に関し不正があったとき。
カ	指定障害者支援施設の設置者が、監査による報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
キ	指定障害者支援施設の設置者、その従業者が、監査により出頭を求められてこれに 응せず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
ク	指定障害者支援施設の設置者が、不正の手段により指定を受けたとき。
ケ	指定障害者支援施設の設置者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
コ	指定障害者支援施設の設置者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
サ	指定障害者支援施設の設置者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者がいるとき。

⑤ 公示

市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければなりません。

	内容
ア	指定障害者支援施設の指定をしたとき。
イ	指定障害者支援施設の指定の辞退があったとき。
ウ	指定障害者支援施設の指定を取り消したとき。

## 第3章 指定に係る手続き等のご案内

### 1・指定申請

#### (1) 指定申請に係るスケジュール等

手順	内容	時期等	留意点等
①	事前相談	施設の設定予定日の2ヶ月半以上前	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 制度概要を把握し、概ね、実施する施設障害福祉サービスの種類を決めたくうえで、ご相談ください。</li><li>○ 相談日時予約のため、事前に熊本市障がい保健福祉課に電話してください。(096-328-2519)</li></ul> ※ 緊急時を除き、予約のない相談対応は行いません。
↓			
②	事前協議	施設の設定予定日の2ヶ月以上前	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事前相談の内容を踏まえて、指定申請書、添付書類等を仮で作成したうえで協議します。</li><li>○ 協議日時予約のため、事前に熊本市障がい保健福祉課に電話してください。</li></ul>
↓			
③	申請	施設の設定予定日の1ヶ月半以上前	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事前協議の内容を踏まえて申請書を作成し、熊本市障がい保健福祉課へ1部提出してください。</li><li>○ 施設の設定予定日の1ヶ月半以上前に必ず提出してください。</li></ul> ※ 申請が遅れた場合は、当該遅れた日数に応じて指定開始日が遅れますので、あらかじめご了承ください。
↓			
④	申請内容の審査	原則として申請日から30日以内	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 申請を受理した後に、指定基準を満たしているか等を具体的に審査します。必要に応じ、実地で施設を確認します。</li><li>○ 人員、設備等の要件に不足がある場合、書類に不備がある場合等は、必要な準備、書類の修正等を行っていただきます。</li></ul> ※ 当該修正等で時間を要した場合、指定開始日が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。
↓			
⑤	指定	施設の設定予定日まで	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 審査の結果、指定基準を満たしていること等が確認できた場合は、指定を行います。</li><li>○ 指定をした場合は、その旨を「熊本市公報」に掲載することにより、公示します。</li><li>○ 申請者に対しては、指令書（申請に対する行政処分をお知らせする文書）を送付します。</li></ul>

#### (2) 基準等の一覧

指定障害者支援施設が満たすべき基準等の一覧を掲載するので、あらかじめ、ご確認ください。

番号	基準等の種類	略称	名称
①	平成18年厚生労働省令第177号	最低基準	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
②	平成18年厚生労働省令第172号	指定基準	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
③	平成19年1月26日障発第0126001号厚労省障害保健福祉部長通知	指定基準 解釈通知	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
④	平成18年厚生労働省告示第523号	報酬基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
⑤	平成18年10月31日障発第1031001号厚労省障害保健福祉部長通知	報酬基準 留意事項通知	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

### (3) 指定申請に必要な書類等

- 本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。
- 指定申請書は、障害者支援施設ごとに作成が必要です。
- 指定障害者支援施設が新たに指定短期入所事業を行う場合は、当該新たに実施する事業に係る申請が必要です。

※ 指定障害福祉サービス事業者の指定申請手続き等の概要をご確認ください。

## 2・指定の変更申請

指定障害者支援施設の設置者が、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は入所定員を増加しようとするときは、指定申請と同じスケジュール等による手続きを行っていただくこととなります。本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

※ 熊本市障がい福祉計画で定める量に既に達している場合等は、指定の変更をしないことがあります。

## 3・変更の届出

指定に係る届出事項に変更がある場合は、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。介護給付費等の加算等に係る変更の届出は、以下のとおり取扱います。

本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

パターン	対応内容
加算等に係る届出	届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとします。
加算等が算定されなくなる場合の届出	<p>加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出してください。</p> <p>-----</p> <p>加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。</p>

※ 加算等は、算定される単位数が増えるものに限ります。

#### 4・指定辞退の届出

---

指定障害者支援施設がその指定を辞退する場合は、3月以上の予告期間を設け、指定を辞退する旨を市長に届け出る義務があります。

本市ホームページに掲載している「指定辞退届出書」を提出してください。

※ 予告期間開始日の前日にサービスを受けていた者であって、辞退の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

---

【問い合わせ先】

〒860-8601 熊本市手取本町1番1号  
熊本市役所 健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課 自立支援班  
電子メールアドレス：shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp  
電話番号：096-328-2519  
FAX：096-325-2358